公　　告

一般競争入札の実施に係る入札参加申請について

下記により、一般競争入札を行いますので、入札参加希望者は、所定の日までに必要書類を提出してください。

なお、この入札は、京都府共同利用電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和８年８月１０日

京田辺市公営企業管理者職務代理者
上下水道部長　　上杉　直彦

１　工事名及び入札参加資格等

工事番号	８－水１３
工事名	令和８年度　東地区配水管改良工事跡舗装本復旧工事
工事場所	京田辺市東地内
工事概要	舗装本復旧　　A=2650 ㎡ 舗装版切断工　　L=66m 溶融式区画線工　L=7m
予定工期	契約日の翌日から令和９年１月２９日まで
税抜予定価格	事後公表
税抜最低制限価格	有り
週休２日制工事	対象（発注者指定型） 当初予定価格には完全週休２日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているため、入札時においては留意すること。
入札参加資格等	【共通事項】 次のいずれにも該当する者であること。 （１）京田辺市公営企業管理者に令和８・９年度の建設工事入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格者名簿に登録をされた者であること。 （２）一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）提出期間の最終日から入札執行の日までの期間において、京田辺市上下水道部競争入札に係る参加資格の停止等に関する措置要領（令和５年公営企業告示第１０号）に基づく競争入札参加資格の停止の措置を受けていないこと。 （３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。 （４）京田辺市の事業執行に対し、非協力的行為等を行った者でないこと。 （５）健康保険、厚生年金及び雇用保険の全てに加入している者（法令の規定により適用を除外されている者を除く）であること。
	【個別事項】 次のいずれにも該当する者であること。 （１）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく舗装工事業の許可を有していること。 （２）申請書において、入札参加を希望する建設業の種類に「舗装」を選択していること。 （３）以下のいずれかに該当する者であること。 ①　本店が京田辺市内に所在し、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「現結果通知書」という。）における舗装工事での総合評定値（Ｐ）が６００点以上であり、かつ、当該工事の完成工事高がある者。 ②　受任先営業所が京田辺市内に所在し、現結果通知書における舗装工事での総合評定値（Ｐ）が９００点以上であり、かつ、当該工事の完成工事高の平均欄に計上している額が１億円以上である者。 （４）過去１０年以内において、元請としての公共機関発注の舗装工事（アスファルト舗装

	工事）の施工実績を有すること。 （５）配置予定技術者として、自社と直接かつ恒常的な雇用関係のある「舗装工事」に係る主任技術者資格又は監理技術者資格を有する者。この場合、「恒常的な雇用関係」とは、この確認申請書の提出日以前に３か月以上雇用関係があることをいう。 （６）本店が京田辺市内に所在しない者にあっては、過去１０年以内に公共機関発注の舗装工事における実績を有する技術者を工事現場に配置できる者であること。

２　入札参加資格の確認

（１）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに確認申請書及び資格確認資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（２）提出書類

①　確認申請書

②　資格確認資料（添付資料）

ア　現結果通知書の写し

イ　工事実績調書

（３）提出期間

令和８年８月１９日（水）午前９時～午後６時まで

令和８年８月２０日（木）午前９時～午後３時まで

なお、（４）に示す持参又は郵送による提出の場合、正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。

（４）提出方法

①　京都府共同利用電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により申請（提出）すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で２メガバイトを超える場合は、確認申請書のみを電子入札システムにより提出することとし、添付資料のすべてを持参又は郵送（（３）に示す提出期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）すること。

②　やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）は、紙入札方式参加承諾願（京田辺市公共工事電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）様式第２号）とともに（２）に示す提出書類を（３）に示す提出期間内に持参すること。なお、紙入札者の郵送による提出は、認めない。

③　持参又は郵送する場合の提出先

〒６１０－０３３２

京都府京田辺市興戸犬伏１８番地１　　京田辺市上下水道部経営管理室

３　入札参加資格の確認通知

（１）確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

（２）入札参加資格確認通知書（以下「通知書」という。）は、令和８年８月２４日（月）に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者については電話等で連絡するので、連絡以降、通知書を京田辺市上下水道部経営管理室まで受け取りに来ること。

４　設計図書の閲覧

（１）　仕様書、工事図面及び金抜設計書等については、京都府共同利用入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）において公開するので、原則として本公告に示す公開期間内にダウンロードすること。ただし、やむを得ず窓口での配布を希望する場合は、事前に京田辺市上下水道部経営管理室へ申し出ること。その場合、本工事の入札参加要件を満たすものに限り、有償で配布する。

（２）窓口での配布期間

公告日の午前９時から入札受付最終日の午後５時まで

５　質問受付及び回答

（１）　質問の提出方法

入札担当課まで直接持参の上、提出されるか、若しくは、Word データで提出すること。なお、電子メールで提出した際は、入札担当課へ受領確認の電話連絡をすること。

（２）質問受付締切り

令和８年８月２５日（火）正午まで

（３）回答日

令和８年８月２８日（金）午後１時以降

入札情報公開システムに掲載する。

６　入札期間、予定価格の公表、予定価格に関する質疑の受付・回答及び開札日

（１）入札期間

令和８年９月３日（木）午前９時～午後６時

令和８年９月４日（金）午前９時～午後５時

（２）予定価格の公表

令和８年９月４日（水）午後５時以降

入札情報公開システムにおいて公表する。

（３）予定価格に関する質疑の受付締切り

令和８年９月８日（火）正午

質疑がある場合は、「予定価格に係る照会書」を FAX で入札担当課へ提出すること。

提出後は、入札担当課へ受領確認の電話連絡をすること。

（４）予定価格に関する質疑への回答日

令和８年９月１０日（木）

質疑への回答は、質疑を提出した業者へ個別に FAX で回答する。

（５）開札日

【予定価格に関する質疑がないとき】

令和８年９月９日（水）

【予定価格に関する質疑があるとき】

令和８年９月１１日（金）

開札予定時間については、入札情報公開システムにおいて公表する。

7　入札の方法等

（1）本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

ただし、紙入札者については、本公告に示す入札期間内（正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。）に京田辺市上下水道部経営管理室へ入札書を提出（必着）すること。紙入札者の提出方法については、電子入札運用基準第１８条第４項によること。

（2）工事費内訳書

工事内訳書は、電子入札システムにより入札書とともに必ず提出すること。（紙入札者の提出方法については、（1）によること。）

なお、開札の日時において有効な工事費内訳書を提出できていない者の行った入札は、本公告の「１２その他（1）入札の無効等に関する事項⑥その他、入札条件に違反した者」に該当するものとして、無効とする。

（3）注意事項

本公告に示す税抜予定価格は、消費税を含まない金額である。

8　落札者の決定

税抜予定価格以下で税抜最低制限価格以上の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、抽選（電子入札システムにおけるくじ）により落札者を決定する。

9　支払条件

（1）前払金　　有

請求があった場合、請負代金額の４割を超えない範囲で支払う。

（2）中間前払金　　有

請求があった場合、「京田辺市公共工事の中間前金払に関する事務取扱要領」に従い、請負代金額の２割を超えない範囲で支払う。

（3）部分払

次の各号に掲げる契約金額に応じ、当該各号に定める回数とする。

（ア）　２，０００万円以上６，０００万円未満　１回

（イ）　６，０００万円以上１億円未満　２回以内

（ウ）　１億円以上　３回以内

（4）中間前払金と部分払の選択

「京田辺市公共工事の中間前金払に関する事務取扱要領」の規定による。

（5）精算払　　工事完成時に行う。

１０　入札保証金　　免除

１１　契約保証金

（1）請負者は、契約の締結と同時に次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、⑤の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を京田辺市上下水道部に寄託しなければならない。なお、契約代金額が５００万円未満となる場合は、契約保証金の納付を免除する。

①　契約保証金の納付

②　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

③　契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行若しくは京田辺市が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

④　契約に係る債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

⑤　契約に係る債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

（2）契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の１０分の１以上としなければならない。

１２　その他

（1）入札の無効等に関する事項

次の各号の一に該当する者のした入札は無効又は失格とする。

①　入札に参加する資格のない者

②　同一人にして同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者

③　入札に関し連合等の不正行為をした者

④　金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者

⑤　税抜最低制限価格未満の金額又は事前公表された税抜予定価格を超える金額で入札した者

⑥　その他、入札条件に違反した者

（2）入札時点で配置を予定していた技術者が、他の落札案件に配置する等の理由により配置できなくなり、入札に参加する資格がなくなった場合、開札日の前日までに「入札無効申請書」を押印の上、入札担当課に持参により提出することで、当該案件の入札を無効にすることができるものとする。

（3）提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該申請を無効とするとともに、競争入札参加資格の停止を行う場合がある。ただし、「入札無効申請書」を提出した場合には、この限りではない。

（4）本市ＨＰで公表している「建設工事と技術者について」の４に規定する現場代理人については、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係にある者から選任し、また、工事現場に常駐しなければならないことから他の工事と兼務はできない。ただし、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、連絡体制が確保されると認めた場合は、この限りでない。

（5）落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者の中から１名の技術者を選定し、本工事に配置すること。なお、技術者の資格要件及び専任要件の詳細な確認については、契約時に行う。

（6）落札者は、京田辺市暴力団排除条例（平成２５年京田辺市条例第２０号）第１２条第５項の規定により「誓約書」を提出すること。なお、契約金額が１５０万円未満の場合については、この限りでない。

（7）「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

１３　入札及び契約手続における担当部課

京田辺市上下水道部経営管理室

電話番号　０７７４－６２－０４１４（直通）

ＦＡＸ番号　０７７４－６３－４７８３

メールアドレス　suido@city.kyotanabe.lg.jp